

生産地域制限の公表 抜粋

○農林水産省告示第千八百一号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和六年十月八日

農林水産大臣 小里 泰弘

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30460号 令和6年10月8日	Actinotus helianthi Labill.	ぽてこ	岐阜県 岐阜県岐阜市藪田南2丁目1番1号	岐阜県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。